

第 105 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第105回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成21年9月1日（火）17:54～19:10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

開 会

議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務
- 国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務
- 消防大学校の管理・運営業務
- 自治大学校の管理・運営業務

2. その他

閉 会

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査

（国土交通省）

都市・地域整備局公園緑地・景観課 小林課長、藤吉公園緑地事業調整官、辻本補佐、
北海道開発局事業振興部都市住宅課 遠藤都市事業管理官、札幌開発建設部 後藤次長、国
営滝野すずらん丘陵公園事務所 篠宮所長、
関東地方整備局建政部 永森部長、鹿野公園調整官、国営昭和記念公園事務所 伊藤所長

（消防大学校）

大江副校長、庶務課 黒石課長、寺山係長

（自治大学校）

塚田副校長、庶務課 高橋課長

(事務局)

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 105 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務、国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務、総務省の消防大学の管理・運営業務、自治大学の管理・運営業務の実施要項（案）について審議を行います。

始めに、国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課小林課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。

説明は 10 分程度でお願いいたします。

○小林課長 では、早速でございますが、去る 28 日の小委員会の各委員の御指摘、及びその後 8 月 11～24 日までパブリックコメントをやっておりました。その中で出ております意見への対応ということで御説明させていただきます。

○辻本課長補佐 それでは、御説明いたします。

クリップを外していただきまして、滝野すずらん丘陵公園につきまして、「実施要項（案）の審議に当たっての議論のポイント」というペーパーがございますので、これと、あとはこの続きでパブコメの意見という流れで御説明させていただきます。議論のポイントのペーパーをごらんください。

まず、「両公園共通の論点」が最初に整理されておまして、これが 3 点ほどございます。

まず、1 点目。「経理状況に関する提出書類について」でございます。前回の委員会での御指摘で「経理状況について帳簿等を出すことになっているが、これは決算資料で十分ではないか」という御指摘がございました。そのとおり修正をしております。下に具体的に書いておりましたが、「委託費で行う事業と自主事業および収益施設運営事業の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。」と明確に定義をしたところでございます。

2 番目が「包括的な質が未達成の場合の措置について」でございます。これにつきましても、前回の委員会「民間事業者が原因を分析して書類を提出させることが大事ではないか」という御指摘をいただきました。これにつきましても、そのとおり「民間事業者は要因分析を行って、業務改善計画書を提出する」という修正を行っているところでございます。

続きまして、3 点目が「市場化テスト評価アドバイザーの役割について」でございます。ここについて役割を明確にするべきではないかという点と、ヒアリングに対して、評価アドバイザーの関わりについても明確するべきではないかという 2 点御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、2 ページ目に対応を書いてございますが、修正といたしましては、「ヒアリングは北海道開発局が実施する」ということを書いておまして。実際、その対応につきましては、「評価アドバイザーの意見を聴取して、評価を行う」ということを明確にしたということで、修正を行ったところでございます。

以上、3 点につきましては、これは共通ですので、後ほどの有明のところでも、同じ修正をかけているというところでございます。

続きまして、「滝野すずらん丘陵公園の論点」ということで、滝野特有の御指摘が2点ございました。1点目が、施設物品等の年間補修費の上限額の根拠についてということでございます。これ関係で2点ございます。1点目が、上限を1,900万円としているが、その根拠を記載してはどうかという御指摘でございます。これにつきましては、実施要項（案）の16ページを御確認下さい。実施要項（案）16ページの責任分担表の欄外に追記をしまして、これにつきましては、平成18年度～20年度の実績平均という点と、「実績については、別紙-15の「修繕履歴」を参照のこと」ということで明確化しております。

これについて、5番目の「修繕履歴について」も少し関連しますが、別紙の198ページをごらん下さい。ここで、前回の委員会までは、平成20年度のみ、しかも、時系列順に並べていたということがありましたので、修繕履歴につきましては、平成18年度～20年度の3か年分について、しかも、論点のポイントに書いていますとおり、工種毎に分類をしまして、また、実施場所とか、対象箇所、作業内容の欄を設けまして、具体的に表記をしてわかりやすくしているところでございます。

以上が、前回の御指摘を踏まえて修正した項目です。続きまして、パブリックコメントを踏まえ修正点につきまして御説明をさせていただきます。A3の縦長の大きい紙があります。こちらの方で御説明をさせていただきます。

1番からございますが、「個別業務の質の設定」で、ここについては個別の仕様書の内容について、少しわかりにくいという御指摘がございました。確かに、前回までの案は、主に作業内容について結構丁寧に書いていましたが、要求する質の水準が明記されていなかったかもしれないということがございますので、それぞれの個別仕様書に、要求する質の最低水準を具体的に明記するという改善を行っております。具体的に1点だけ触れますと、別紙資料の118ページをごらんいただきますと、芝生管理について要求水準を付けております。前回、第14条の「芝刈工」の内容は書いておったのですが、13条でどういったランク分けを園内でして、その水準はどういう刈込高さで、対象地はこういうところを重要視していると、ランクAからランクDまでを明記して、ランクを分けて管理するという意識があることがわかるように追記をしています。こういったトーンで清掃等につきましても、個別仕様書を直しています。2番も同じですので、答えのところはまとめております。

続きまして、3番でございます。ここは非常に欄が大きいんですが、参加資格要件に関する事項ということで、より競争性を高めるために、初めて参加するような法人も参加機会を与えてほしいという御意見が、滝野では3件ございました。これにつきまして検討しました結果、役務の提供というところのA、BまたはCの等級の格付けということにしておったんですが、パブコメの意見を踏まえまして、全省庁統一の格付けのA、B、CまたはDでも可能というふうに修正をしているところでございます。

1枚めくっていただきまして、あと2点ございますが、1点目は、先ほどのアドバイザーの設置ということで、アドバイザーの役割を明確にするべきという指摘がございますので、これは先ほど御説明をいたしました。

最後、7番でございますが、業務の透明性・公平性確保に考慮した契約方法をとると別紙の方で書いておりました。これだと、民間事業者が一般競争をして再委託をするのかという意味にとられてしまいますので、そうではなくて、事業者の適切な契約方法と修正して、民間の子会社等を使っていただきながら、コスト削減とか、業務の円滑化を図られても、それは構わないので、そこは表現を修正したという点でございます。

その他、パブコメへの御意見については、思い違いであったり、明記をすることで対応できるというところですので、この場での御説明は省略をさせていただきます。

最後に、御報告ですが、前回の委員会で、財務省との協議が継続中で、総合評価の加算方式についてまだ結論が出ていませんという御説明をしましたが、この間、協議が整いまして、実施要項（案）の33ページでございますとおり、技術評価点は60点、価格評価点30点ということで、1：2ということで財務省の御承認をいただきまして、そのように手続を進めていくということを考えておりますので、御報告をさせていただきます。

以上、資料の御説明でございます。御審議よろしくお願いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 共通の論点と個別の論点がございしますが、前回までのこちらから指摘した事項を踏まえまして修正がなされておりますので、おおむねこれでよろしいのではないかと考えております。

修繕履歴についても、今回は大分ごちゃごちゃして、パッと見たところよくわからないというのがありましたけれども、今回、工種別に整理されておりますので、参加する民間事業者も大体どんなものが修繕として必要であったかということはわかるようになったのではないかと思います。

あとは、パブコメを踏まえて、入札参加資格で、Dランクも入ることになりましたので、そういう意味では競争性もかなり改善されているのではないかとお思います。

私からは、以上です。

○小林副主査 では、事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、事前検討会を含めてこれまで3回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

また、国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

（国土交通省担当者入替え）

○小林副主査 続きまして、「国営東京臨海広域防災公園の運営維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

では、引き続き、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をいただきたいと思います。

説明は10分程度でお願いいたします。

○辻本課長補佐 それでは、引き続きまして、有明の実施要項（案）の修正につきまして御説明させていただきます。同じく議論のポイントのペーパーをお願いいたします。

まず、1点目が、「質の設定」の中で、「行催事の目的・テーマ」についてでございます。それは不明確でわかりにくいというような御指摘がございましたので、変更前と変更後とそこに表記しておりますが、目的・テーマが、目的を書いているのか、実施手法自体に意義があるものなのかというところが少しわかりにくかったので、変更後ということで、防災関連の普及啓発のものの中の大規模なものは年2回以上、防災関連の普及啓発の中の中規模のものの中で、近隣施設連携、都内の消防関係の施設や、お台場の学習施設等、そういったところとの連携を期待するものが年12回と、市民との協働ということで、NPOやボランティアと一緒にやるような中規模イベントは同じく12回／年以上というように、表をまとめ直したということでございます。

あと、防災関連の普及啓発以外でも、環境等をテーマにして、ここに参加していただいて、それをきっかけに防災体験施設等を体験していただくきっかけになればいいということもございますので、それについても12回以上ということで、趣旨を明確に修正を施したのが1点目でございます。

続きまして、2ページ目の同じく「質の設定」の「利用者満足度」についてでございます。ここにつきましては、1番の「目的・テーマ」の見直しと併せまして、体験学習施設のサービス及び行催事における利用者満足度についても再度検討を行って、以下、2点の修正を行いました。

1点目が不満足度でございます。これは後ほどパブリックコメントのところでも出ますが、一般的な公園と違って、危険を感じさせたり、不安感を起こさせたりということが内容に含まれているような体験学習施設でございますので、不満足度が1%以内は非常に厳しいというパブコメの意見がございましたので、再検討しまして、2%以下ということで緩和をしたというのが1点目でございます。

2点目が、行催事の質の確保をするために、この間、有識者等の専門的な意見もいただいた結果、防災に関する学習効果と、公園の趣旨からして、単に楽しかった、満足できたというだけではだめで、防災に関して学習効果が上がったというところをきちんと質に加えた方がいいということを考えまして、それを加えて2点の修正を行ったのが、以下の変更前・変更後でございます。

変更後だけ申しますと、体験学習施設のサービスにつきましては、「満足できる」は40%以上、

「不満である」が2%に修正というのが①。②が、行催事そのものについて「満足できる」が30%以上、「不満である」は2%以下と。3つ目が新しい視点でして。行催事の中でも、防災に関する学習効果について「満足できる」が30%以上で、「不満足である」は2%以下に抑えるということをごさいます。これは具体的にどういうことかといいますと、別紙資料の52ページを御確認ください。アンケート票の例の中で、別紙の52ページのQ12-4に例を書いています、「本日の防災講習会について、理解しやすく、ご自分が災害に備える上で役立つ内容であったか評価をお聞かせください」というような聞き方をしまして、「満足できる」と、自分の防災力が上がったと感じられているのかどうかというところを聞きまして、それを加えたというのが修正点でございます。

続きまして、議論のポイントに戻っていただきまして、3ページ目の「災害時利用者避難誘導業務内容について」でございます。前回、これは業務名を修正しましたが、まだその内容についてわかりにくいのではないかと御指摘がございました。ですので、主語等を補って修正をしております、国が行う緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合には、入園者の避難と、備品及び展示装置等の移動を行うというところを、主語等を整理したというのが修正点でございます。

続きまして、パブリックコメントを踏まえた修正の御説明でございます。A3の資料をお願いいたします。これは前半に主な意見ということでまとめております。

1点目が、行催事の目的、テーマということで、これは丁寧な説明を回答のところではしているというのが1点目でございます。

2点目の「不満足である」が1%では厳しいというのは、先ほど御説明しましたとおり、2%以下に修正しました。ちなみに、その根拠としましては、公園の利用実態調査について、今までは類似規模の公園の不満足度ということで、1%という指標を使っておったのですが、今度、施設満足度というやや評価が辛いところについて根拠を求めまして、そこにつきまして2%程度というアンケート結果が出ておりますので、ここでもそれを目指してほしいということで、指標を考え直したという点でございます。

続きまして、3つ目は、また大きく欄を表示しておりますが、体験学習施設の細かい仕様とか、利用とか、開示の仕方とか、そういったところがまだ示していないというところがありまして。ここにつきまして示されないと、内容の検討ができないのではないかと御指摘が幾つかございました。これにつきましては、そもそも現地確認が不可欠な施設でありますので、公示時に、現地事務所において関係図書の閲覧をしていただき、また、あわせて現地もしっかり見ていただくことを明記するというところで考えております。あと、体験学習施設のほかに、園内の噴水とか、事務室関係の備品とか、そういうところについても同様な意見が出ておりますので、これは現地にて書類や現場を確認いただくと考えているところでございます。

2ページ目にまいりまして、これは滝野と同様でございます。役務の提供について、ランクがあるのは厳しいのではないかと御指摘がございましたので、有明でも同様にDランクまで可能と御指摘がございましたか、その等級要件を撤廃したということは、同じ内容でございます。

続きまして、9番にまいりまして、実績要件でございます。企業と配置予定者の実績要件ということでございまして。これが1件について継続する12か月以上、1年間の契約を受けた業務という要件でありましたが、例えば10か月しかないような業務もたくさんあるものですから、これは厳しいのではないかというパブコメの意見がありました。これにつきましては、延べで12か月ということで、累計で1年以上の実績があればいいということで、延べを付けて書かせていただいたということでございます。

最後3ページ目に行きまして、12～15番でございますが、入札公告において予定価格の公表を期待するような意見が幾つかございました。これにつきましては、国土交通省の一般競争入札の総合評価方式ということで、技術点と価格点をそれぞれ分けて評価するというものの合算であるという評価方式がありますので、予定価格の公表はできないことを明確にしています。

最後16番でございますが、基礎審査項目というのがあって、これは要項の26～27ページでございます。基礎項目審査について、確かにこういった評価基準が付いておりませんでしたので、基礎項目審査自体は25ページにあります。25ページを見ていただきますと、基礎項目審査、これを満たしていないとそもそも特定されないというところと、あと、加点項目審査、3段階評価を言っている審査項目があって、3段階項目につきましては、審査基準を載せておいたのですが、1～5番の基礎項目審査につきましては、そういったことが明記されていないということがありましたので、表形式で追記をしたというのが修正点でございます。

あとは、同じくパブコメの意見につきましては、同じく、文言の修正や、趣旨の明確化を答えるということで対応できる部分かと考えておりますので、御説明は省略させていただきたいと考えます。

最後に、有明につきましても、財務省協議につきましては、全く同様でございまして、この間、価格と技術の加算ということで認められましたので、そのやり方で進めていくということでございます。

御説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 これにつきましても、これまでの委員会における指摘事項を踏まえまして、修正がなされておりました。適切な修正がなされているのではないかと考えております。

パブコメについても、予定価格を示してほしいというのが何件かあって、これは公表できないということですが、現地事務所における図書の閲覧と、現地踏査をやることによって、まだオープン前の公園ですので、実際見ないとイメージがわからないというところがあると思いますので、そういった点についてできるだけ適切な便宜を図ることによって、民間事業者がきちんとした入札参加できるような対応をお願いしたいと考えております。

私からは、以上です。

○小林副主査 ちょっと確認なんですけれども、実施要項（案）の10ページの委託費のところ、3段落目ですね。「なお、民間事業者の運営維持管理の責任に依らない事由により、個別業

務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。」という記載があるんですけども、これは「運営維持管理の責任に依らない事由」というのがただし書きがあるじゃないですか。そこの部分で「運営維持管理の責任に依らない」という、ここはどういうふうに読めばよろしいんですか。具体的に言うと、設定している質を達成しない場合で、それがこの責任に依らない場合は減額しませんよと。ちょっと説明してもらっていいですか。

○辻本課長補佐 趣旨は、天候とかそういったことによりまして、来園者数も結構影響が出るものですから、その辺りについてすべて民間事業者の方に、質の達成ができなかったからといって減額を行うのは厳しいであろうということがありますので。ただし、一方で、自ら最低限のことしかやらないようなことを前提に取り組みまれてもいけないものですから、こういった表現をしているという趣旨でございます。

○小林副主査 減額する場合は、それは規定していましたか。

○辻本課長補佐 減額はしません。

○小林副主査 原則「しない」ということですね。

○辻本課長補佐 はい、そうです。

○小林副主査 先ほどの予定価格のところはやむを得ないと思うんですけども、何を強調するといいますか、先ほど価格競争をしてほしいと言っていたので、この質のレベルを達成しながら、いや、もっと達成してほしいんですけども、最低水準はクリアしてくださいと。最低水準をクリアするように創意工夫をするんですけども、それでコストをダウンしてください、なるべく効率的にやってくださいというような、そういう強調の仕方をするのでしょうかという質問です。

意図は、結局、イベントをやりますといったときに、創意工夫を働かせる余地はたくさんあると思うんですけども、その幅が余りにあると。だから、どこにターゲットを置いたらいいのかと民間事業者さんは知りたいと思うんですね。だから、このぐらいのレベルのイベントをやって、これだけの人を集めて、こういう満足度あるいは不満足度はここまでにしてくださいというようなことをやるんですけども、それをベンチマークにしてもらって、一応それを達成することを目標にしてもらって、その上で効率化を図ってくださいというふうに重きを置くのか。それとも、もっと質を上げてほしいんですけども、これがベースラインですというスタンスなのかというのが見えないとちょっと価格設定しにくいのではないかなと私は思うんですね。

○辻本課長補佐 その意思表示として、価格と技術を1：2の割合で私たちは見ますよということもあって、一方的に、本当に最低限やって価格を落としても、それは多分加点されないでしょうし、技術力でいい技術提案をしたところは、多少価格で劣っていても選定されるわけで、そもそも加算方式でやるということは、そういった質が一定に保たれていればいいというのではなくて、できるだけ高い質を求めながら、コスト面も評価するという趣旨なんですけれども。

○小林副主査 価格のラインはクリアしなかったら評価しないわけではなくて、全部評価することなんですか。

○辻本課長補佐 いえ、予定価格はありますので、それ以下で。

○小林課長 最低限のダンピング的なものは基本的には排除した上で、評価としては、価格要素と非価格要素を一定割合で加算方式で評価をしますということですね。ただ、その前提として、繰り返しになりますが、当然、最低価格はチェックをするということです。

○小林副主査 そのバランスをとってくださいというふうに、入札参加者の方に投げるといふ。

○小林課長 そういうメッセージになっているのではないかと考えておりますけれども。

○小林副主査 事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ございませぬ。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、事前検討会を含め、これまで3回の審議を行いました、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告書の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っております。

委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

（国土交通省関係者退室、消防大学校関係者入室）

続きまして、「消防大学校の管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、消防大学校大江副校長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をいただきたいと思っております。

御説明は10分程度でお願いいたします。

○黒石課長 説明は私の方からさせていただきたいと思っております。

資料のC-3をごらんいただきたいと思っております。

昨年提出いたしました入札実施要項から、これまでの御指摘等を踏まえて修正した点を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず2ページですが、中段のところに、「消防大学校の概要」とございまして、これは、従前は、3ページにあります、2の「大学校の管理・運營業務に係る詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」というところの冒頭に記載しておりましたけれども、今回、分離して、1として記載することにより、わかりやすくしております。

それから、3ページをごらんいただきたいと思っております。3ページの2の一番下、カですが、「その他の管理・運營業務」の(ア)で「産業・一般廃棄物処理等業務」とございましてけれども、これは従前は清掃業務に含めておりましたけれども、わかりやすくするため、分けて記載することとしております。

それから、4 ページですけれども、引き続きまして(イ)「寄宿舍用寝具類の管理業務」と、(ウ)の「トイレトペーパーの供給業務」ですけれども、これにつきましては、5月12日の小委員会で説明いたしましたとおり、市場化テストにより一括入札を行う業務に含めることとしたものでございます。この関係が、この後に続きます(2)の「業務の詳細な内容」にも入ってきまして、これが12 ページの下の方の「カ その他の管理運営業務」ということで、ここに(ア)(イ)(ウ)と入れております。13 ページの上段のところまで入っております。その次の(3)ですけれども、「業務の遂行に当たり確保されるべき質」というところにも、14 ページの一番下のところに、(カ)「その他の管理・運営業務」とございまして、ここに a、b、c と 14~15 ページにわたって入れております。

次に18 ページをごらんいただきたいのですが、下の方に「6 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」がございまして、この中で、18 ページの下から3行目に「基礎点(100点)」とございまして、ここの点数のつけ方ですけれども、昨年の10月6日に財務省から示されました「評価項目のスタンダード」に従い修正しております。従前は、基礎点60点、加算点110点としていたものを今回、基礎点100点、加算点200点としております。

それから、100 ページです。「従来の実施状況に関する情報の開示」がございまして、これは、事務局の方から御指摘がありまして、101 ページの中段に「教室及び寄宿舍の稼働状況は、別添1のとおり」と書いております。別添1を104 ページから付けておりますけれども、104 ページが「消防大学校における教室の稼働状況」という資料でございまして、それから、106 ページに「消防大学校における寄宿舍の稼働状況」という資料を付けております。

以上が、主な修正点でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○事務局 事務局から1点、御報告してもよろしいでしょうか。

○小林副主査 はい、お願いします。

○事務局 本件、新たに昨年度からの経緯を踏まえまして、寄宿舍関係業務についても新たに対象としていただいているところがございますが、入寮費に係る出納事務につきましては、要項上はまだ対象業務とすることになってございませませんが、対象業務として記載していただく方向で現在調整をしております。

以上でございます。

○逢見副主査 実施要項(案)の13 ページの(3)アの(イ)のアンケートの満足度ですが、これは70%以上ということを要求していますが、実施前に利用者アンケートを取って70%は要求水準として適切かどうかを検証した方がいいのではないかと思いますので、是非お願いしたいと思います。

それから、15 ページのエですが、「委託費の支払い方法」は、次にやる自治大学校のところでは、検査・監督の結果、質を確保すべき水準が満たされていない場合には、委託費の支払いを行

わないという記載があるんですが、消防大学校の方は、そういう記載がありません。もし仮に、その質の確保がなされなかった場合に、委託費の減額なり何かということがあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○大江副校長 それは、消防大学校としましても、自治大学校の内容と整合をとるような形で考えていきたいと思います。

○逢見副主査 その辺は整合性をとっていただきたいと思います。

それから、16 ページの入札参加資格のところですが、要件として、全省庁統一参加資格AまたはBランクであることというふうになっていますが、ここは、この業務の遂行に本当に必要な入札参加資格となっているのかどうか。ここも、自治大学校と表現の仕方がちょっと違うのではないかと思います。

○寺山係長 そちらについては、私の方から回答させていただきます。

今の基準は、総務省の入札参加基準により、予定価格に合わせてA格、B格に限定しているんですが、今回は総合評価ということで、企画書の中に過去の実績等を書く様式もございますので、その辺を勘案すれば、この業務を履行できることが確保できるような形であれば、このA・Bにこだわる必要もないというふうには考えられますので、柔軟に対応をしていきたいと考えております。

○逢見副主査 その辺も、今の回答を踏まえて、修文をお願いしたいと思います。

それから、18 ページ、評価委員会。ここは、外部有識者等を含む評価委員会という記載になっておりますが、客観性・中立性の確保ということが必要だと思いますので、ここに大学校関係者がどのぐらい入るのでしょうか。形式だけで、例えばごく少数の外部関係者を入れて、あとはほとんど大学校関係者であるとする、きちんとした公正性・中立性が担保できないのではないかと思いますので、そうならないように、そういった点が疑義がないような記載にしていきたいと思います。

○大江副校長 その点につきまして、現在予定しておりますのは、3割は外部の方をお願いしようかと考えております。

○逢見副主査 では、そのことを何か実施要項（案）に明記するとかはできないですかね。

○大江副校長 その点は、御指摘を踏まえまして、直したいと思います。

○逢見副主査 19 ページのイの「加点項目審査」ですが、ここの表現の仕方がやや抽象的ではないかという感じがするんですね。質の向上に対して、具体的な提案があり、実施について具体的な方法・計画等が明記されているかどうか。また、それらが実施可能な体制が確保されているかどうか。この辺を、民間事業者にとっては、どういうものを提案すれば加点されるのかとか、そういうことがもうちょっとわかるように、何を求めているのか、どういう改善提案を求めているのかということがもうちょっと明確になった方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○大江副校長 その点につきましては、事務局の方々の指示を仰ぎながら、より明確、具体的な表現に変えていきたいと思います。

○逢見副主査 では、それはよろしく申し上げます。

後ろの方で、「従来の実施状況に関する情報の開示」で、101 ページの「従来の実施に要した人員」が、「0」「0」「0」となっていて、注記事項に「入札対象である業務の全部を外部委託により実施」しているということで。そうすると、民間事業者としては、どのぐらいの人数が必要なのかがこれだとちょっとわからないので、委託先が実際にどのぐらい人数を要しているのかということ、注記のところにも書いてもらえば、ある程度わかりやすくなるのではないかと思います。そこは情報として出せるんですか。

○寺山係長 それは、現行の業務に対して委託先の方がどれぐらいの体制で実施をしているのかという情報開示という形でよろしいのでしょうか。

○逢見副主査 そうですね。

○寺山係長 それであれば、現在この業務を行っている業者から聴取しまして、消防大学校の職員は携わってないですけども、委託先の業者がこれだけの体制でやっていますという形で明記するよう、工夫したいと思います。

○逢見副主査 これは、後で事務局とちょっと相談していただきたいと思いますが、必須項目審査、及び加点項目審査に係る評価基準とか、配点を記載した評価表を付ける必要があるのではないかと。きょう示されたものにはそういうものがないものですから、これは事務局と協議して、その評価表を付けるようにしていただきたいと思います。

○大江副校長 はい、かしこまりました。

○逢見副主査 それから、同じく研修所施設の全体図あるいはフロア図を参考資料として、これも添付した方が、民間事業者にとっては、この施設がどういうものかというイメージがわかりますので、それも事務局と協議して、そういうものも添付していただきたいと思います。

以上です。

○小林副主査 先ほど、評価委員会について、3割程度とおっしゃったんですね。3割というと、例えば10人だったら3人入るという感じですけど、5人だったら何人入るんだろうという感じがするんです。だから、3分の1とかだったら、6人だったら2人入るんだとわかるんですけど。もう少し客観性というか中立性に配慮したような書き込みといいますか、そういうふうにしていただいた方がいいのではないかと思います。

○大江副校長 例えば3人だったら1人入るとか、5人だったら2人入るとか、そういうふうなことですか。

○小林副主査 3割程度というのが何かあるじゃないですか。普通人数構成までは書かないんですかね。

○事務局 構成関係は、必ずしも明記はしてきていないです。

○小林副主査 その辺、何か工夫をしていただきたいという。客観性・中立性が担保されているということがその表現ぶりからわかるように工夫していただきたいという要望です。

○大江副校長 はい、わかりました。

○小林副主査 よろしく申し上げます。

事務局から、何か確認することはありますか。

○事務局 確認事項はございませんが、今後の進め方の御相談でございますけれども、何点か御指摘がございましたので、そのところは、消防大学校と事務局でよく調整をさせていただいた上で、先生方の御了解をいただけるものができ上がりましたらば、パブコメ手続に進ませていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 結構ですね。

それでは、調整した上でパブコメに付すということですね。

○事務局 はい。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、消防大学校におかれましては、本日の審議、また、調整すべきところがあると思いますので、調整いただきたいと思います。今後、実施していただく予定の実施要項（案）における意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思ます。本日は、ありがとうございました。

（消防大学校関係者退室、自治大学校関係者入室）

○小林副主査 続きまして、「自治大学校の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、自治大学校塚田副校長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をいただきたいと思ます。

説明は10分程度でお願いいたします。

○塚田副校長 自治大学校の副校長の塚田でございます。今日はよろしくお願いたします。

私どもの管理・運営業務に関しましては、御指導をいただきまして、その御指導のとおりを実施していくという考えでございます。

5月の段階で御説明させていただいたわけですが、その時点で、寄宿舎の国有財産管理に係る設備の保守点検、警備、清掃、こういった設備管理業務に加えまして、生活管理業務、入寮受付とか、退寮説明とか、こういうものも市場化テストの一括入札の対象にしますというふうに御説明させていただきました。そして、その内容につきましては、私ども事務局の皆さんに御指導をいただきながら、この新しく整理しました要項におきまして、後で御説明を詳しくさせていただきますが、3ページの下の方になりますが、具体的には、入寮受付、退寮説明等という形で前回は御説明させていただきましたが、その「等」は一体何なのかということの詳細に検討しまして、ここにブレイクダウンしております。廃棄物処理、寝具の賃借、複写機リース、複写機保守、ファクシミリ保守、製氷機保守、そのほかに入寮受付及び退寮説明、さらに入校経費の徴収、納入、こういうものも対象とすることといたしております。このような経費につきまして、

過去の実績に基づいて積算をしまして、来年度予算の概算要求の中で整理しております。政権交代となりますので、その後の予算編成作業がどうなるかわかりませんが、事務的な経費でございますので、財政当局と今後調整を始めることになると思います。

そして、歳入の問題につきまして、前回の御説明のときに、今後調整しますというような御説明をさせていただいたと思いますが、それにつきましては、財政当局と打合せをしまして、国庫への歳入方法は、雑収入という形で今は概算要求では整理しております。そういう方向で調整していきたいと考えております。こういう形で、私どもの考えとしては、4月1日に契約ができるようにと、3年間ということで対象にしていくというふうに考えておりますので、何卒、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

○高橋課長 続きまして、庶務課長の高橋でございます。副校長の説明の内容を、具体的な実施要項（案）の中で補足をさせていただきたいと思っております。

先ほども御説明をさせていただきましたが、実施要項（案）の3ページをまずごらんいただきたいと思っております。ここには、この度の一括入札の対象業務の概要を示させていただいております。業務区分で1～12と振ってございますけれども、去る5月12日の小委員会の時点で、この1～4番まで、及び11番の設備管理、警備業務、清掃業務、植栽管理、入寮受付及び退寮説明等、この部分を対象にさせていただくという御説明をさせていただいたところでございまして。その後、入寮受付及び退寮説明等のところをさらに深く精査をいたしまして、5番の廃棄物処理、6番の寝具の賃借、7番8番の複写機のリース・保守、9番のファクシミリ保守、10番の製氷機の保守、12番の地方公共団体からの入校経費の徴収、及び国庫への納入業務、こういった業務を一括入札の対象としてまいりたいというものでございます。

飛びまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。「実施期間に関する事項」でございしますが、平成22年4月1日～平成25年3月31日までの3年間といたしたいと存じます。これにかかります入札の実施及びスケジュールでございしますが、7ページの下に表がございします。入札公告を21年10月下旬ころ、入札説明等に関しましては21年11月の予定、さらには受付期限を12月中旬ころ、さらに入札書類の評価に関しましては、年を明けた1月、落札者の決定を2月、契約の締結を22年4月1日というスケジュールで考えております。この点に関しましても、事務局の皆様方と今後さらに詰めながら、スケジュールどおり進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、本業務を実施する者の決定に関する事項でございしますが、8ページをごらんいただきたいと存じます。8ページの下段の方に掲載させていただいておりますが、本業務を実施する者の決定に関しましては、総合評価方式をとってまいりたいと考えておりまして。なお、その総合評価の評価に関しましては、自治大学校に設置いたします外部有識者等第三者を含む評価委員会において行うものとしてまいりたいと考えております。また、その時点での審査の方法でございしますが、次の9ページにございします。必須項目審査に関しましては、基礎点を100点といたしまして、加点項目審査に関しましては、業務の質についての提案内容130点、緊急時への対応についての考え方・体制30点の加点項目審査におきましては160点。この基礎点100点と加点項目審査で得ら

れました加算点 160 点を加算いたしまして、入札価格で除して得た値を総合評価点といたしまして、その入札参加者の中でも最も高い値の者を落札者と決定してまいりたいと考えているところでございます。

5月の小委員会以後、この実施要項の案づくりに関しまして、事務局の皆様方とその内容を詰めさせていただきまして、ここに至りましたことを、この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます次第でございます。どうもありがとうございました。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 4ページの「(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質」として、施設利用者アンケートで70%以上を要求しているわけですが、これは消防大学校にも申し上げましたけれども、実施までに一度施設利用者アンケートをやってみて、70が大体要求水準として適切なものとなっているかどうかを検証していただいて、70という数字の意味をもう一度確認していただきたいと思っております。これはよろしいでしょうか。

○高橋課長 はい、かしこまりました。

○逢見副主査 それから、6ページの入札参加資格の(6)ですが、ISO9000及びISO14000を取得した者であること。平成15年度以降に元請けとして延べ床面積25,000平方メートル以上の施設において云々という実績を求めています。この2つを両方兼ねてないと入札参加の資格がないということが競争制限的なものになっているのではないかという懸念があります。ちなみに、消防大学校の実施要項(案)では、ISOとか、あるいは過去の施工実績は要求していないんですが、その辺、整合性をとる必要があるのではないか。この2つは入札参加資格として備えなければいけないものなのかどうかですね。いかがですか。

○高橋課長 今後検討をさせていただきたいと存じますけれども、私ども自治大学校は敷地面積が5万㎡という広大な敷地がございます。また、延べ床面積に関しましても、25,000㎡を超える床面積がございます。ISOの観点に関しては検討させていただきたいと思っておりますけれども、床面積の施設の管理に関しましては、結構な面積を有しておりますし、各々の施設に関していわゆる巡視というものをさせていただいておりますけれども、そういったものも結構な巡視箇所もありますので、その点に関しては必要かなということでこれは入れさせていただいているところでございますけれども、これも併せて検討をさせていただきたいと思っております。

○逢見副主査 その求める実績が、施設の規模から見て合理的だということであればよろしいのですけれども、それが過度に競争制限になっているとすれば、そこはやはり問題だということで申し上げました。

それから、8ページの5.ですが、評価について評価委員会(外部有識者等第三者を含む)とございますが、この外部有識者については、どのぐらいの割合を考えているのでしょうか。

○高橋課長 現在では、まだ具体的にその選定なり、その割合というものに至っておりません。今後、検討してまいりたいと考えております。

○逢見副主査 要するに、形式的にごく少数の第三者、外部有識者がいて、あとはほとんどが大学校の関係者であるということになると、客観性・公正性ということが疑われることになるので、外部有識者を入れるのであれば、一定の比率を満たしていないといけないと思うんですね。消防大学校の場合は3割という回答があったんですけども、その辺も、後で事務局と相談しながら、整合性をとって、外から見て、客観性・公正性が保てるというものにしていただきたいと思います。

○高橋課長 先進の事例を参考にさせていただきながら、また、事務局と御相談をさせていただきながらやってまいりたいと考えております。

○逢見副主査 それから、9ページの加点項目審査で、18ページに評価表がありますが、加点項目が一律全部0～10となっておりまして、機械的に10点ずつ割り振っているという形ですけども、消防大学校の場合は、少しウエイトをかけているんですね。加点項目の配点の工夫が必要なのではないかということが1点と。

それから、評価表に記載の評価基準で、例えば警備業務において、業務内容を十分理解した上で、対外的なトラブルを防止するための配慮が見られるかというような表現があるんですが、これは、実際、民間事業者にどのような提案が加点対象となるのかということが余り明確ではないようなところがありますので、できるだけ具体的に、民間事業者が見て、どういうものを提案すればいいのかとわかるような表現にさせていただきたいと思います。

○高橋課長 先ほどの加算点に関します偏重と申しますか、重要度、確かにすべての項目に関して0～10点という形になっておりますので、その中でも重きを置く部分に関する項目に関しては、点数のつけ方を、また深く検討してみたいと思います。

○逢見副主査 そうですね。ファクシミリや製氷機の保守と、例えば入寮者の怪我の対応とかというのは、おのずと違うだろうと思いますので、その辺をちょっと考えてみてください。

それから、31ページに「従来の実施状況に関する情報の開示」がありまして、これは人件費が全部0になっております。物件費も0で、注記事項として「入札対象である業務の全部を外部委託により実施」となっておりますが、これだと、民間事業者が実際にどのぐらいの人が就いているのかわからないというのがありますので、委託先での人数、あるいは委託を管理する自治大学校の職員がいるかと思うんですけども、そういう人がどのぐらい関わっているのかとか、もう少しここが民間事業者にとってわかりやすくする必要はないかと思います。

それから、業務従事者に求められる資格として、設備監視業務に関わる者のみしか記載されていないんですが、この対象業務として、設備監視業務以外に求められる資格がもしあるとすれば、それはすべて列挙する必要があるのではないかと思います。つまり、32ページに、①～⑧まで資格が列挙されておりますが、これがすべてなのかどうかですね。

○逢見副主査 精査してみて、これがすべてであればいいんですけども、これ以外に求められる資格があるとすれば、ここは全部入れておいた方がいいだろうと思います。

それから、消防大学校のケースは、過去の教室や寄宿舎の稼働状況についての資料が記載されているんですが、自治大学校では、年間どのぐらい稼働しているのかという資料を添付した方が

いいのではないかと思います。

それから、これは消防大学校にもお願いしたんですが、研修所施設の全体図、あるいはフロア図ですね。これの添付をお願いしたいと思います。

私からは、以上です。

○小林副主査 先ほど逢見副主査からもあったんですけども、評価表の区分ですね。ウエイトづけをしてくださいという要望をしましたが、これは消防大学校のところだと、ある一定の業務の範囲というか、例えば点検・保守業務とか、清掃業務とか、何とかというふうに分けられてウエイトづけがされているんですね。自治大学校の方を見ると、かなり細かくて、加点項目で創意工夫というか、そういうものを欲しいところに、例えばファクシミリ保守で 10 点とかということだと、ファクシミリ保守とか、こういう業務についてはかなり細かく仕様が決まっているみたいで。しかも、例えば 37 ページの別紙 3 で、管理区分も書いてあって、「仕様書のとおり」と書いてあるんですね。これは、消防大学校の方を見ると、それぞれの大分類・中分類なのか、点検及び保守業務とか、清掃業務というところで、例えば、どんな改善提案がありますかというような、ちょっと大ぐくりになって、その大ぐくりになっている分が、業務全体として包括的にどうやって改善したらいいのかという創意工夫を生む余地があるんだけれども、余りにも小分類になり過ぎていて、創意工夫を生む余地が結構なくなって、差別化できないのではないのかという懸念があるんですね。これをもう一回見直していただいた方がよろしいのではないかと思います。

○塚田副校長 はい、わかりました。

○高橋課長 今回、対象とする業務に関しまして、わかりやすくするためにこういう形をとらせていただきましたので、もう少し包括的な形での設備の保守という形でございますならば、それは可能だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○小林副主査 具体的にさせていただいた分は、やっぱり必要な情報だと思うんですよ、何をやらなければいけないのかというところ。それは業務の内容であって、それで、改善というか、創意工夫を用いてどういうふう提案してくださいという加点項目に当たる部分ですね。そこは創意工夫が引き出しやすいように分類された方がいいのではないのかということです。

では、事務局から確認すべきことがありますか。

○事務局 確認事項はございません。

今後の進め方でございますけれども、本日の御指摘何点かございましたので、その点を自治大学校と事務局で相談をさせていただいて調整ができましたらば、両先生に御相談申し上げて、これでよろしいということであれば、パブコメを開始させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小林副主査 はい、結構です。きょう審議しましたことを踏まえて、事務局と調整させていただいて、それを確認した上で意見募集をしていただくということですね。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、自治大学校におかれましては、本日の審議、それから、その後に実施していただ

く予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえまして、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

○塚田副校長 本日は、大変貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。私どもが気がつかないところがありまして、その方向で検討をしまして、事務局と調整の上、遺漏なきようやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○小林副主査 よろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了したいと思います。

次回の開催については、事務局から追って連絡いたします。

本日はありがとうございました。